明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○森林法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四三）　一
○公営住宅法施行規則及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**四七）　二

〔告　示〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件（**厚生労働**二五八）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の六第一項の規定により希少疾病用医薬品の指定を取り消した件（**同**二五九）　四
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**農林水産**一二七六）　六
○肥料を登録した件（**同**一二七七）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一二七八～一二八〇）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一五一）　七
○道路に関する件（**四国地方整備局**六七）　七
○都市計画に関する件（**北海道開発局**一三〇）　七

〔人事異動〕

内閣　内閣法制局　七

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　七

〔公　告〕

諸事項

官庁
司法書士懲戒処分関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　七
特殊法人等
平成二十八年度参議院共済組合の決算、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　七
会社その他　二九三〇

省令

○農林水産省令第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第五項及び第六項の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

森林法施行規則の一部を改正する省令

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地域森林計画の協議等の手続） **第三条**　法第六条第五項第一号及び第二号の規定による協議は、同条第三項の規定による意見の聴取の後（法第三十九条の四第三項の異議の申立てがあつたときは、法第六条第三項及び第三十九条の四第三項の規定による意見の聴取の後）、法第五条第二項第八号及び第三項に規定する事項に係るものを除き、法第六条第七項の規定により公表しようとする地域森林計画並びにその対象とする森林において樹種、林相、林齢及び森林所有者を同じくする森林ごとに明らかにされた森林の面積、立木の材積、森林の年間成長量その他の森林の現況に関する資料並びに森林計画区ごとに明らかにされた造林面積、伐採立木材積その他の森林施業の実施に関する資料を農林水産大臣に提出してするものとする。 2　法第六条第五項第三号又は第六項の規定による届出は、同条第三項の規定による意見の聴取の後、それぞれ地域森林計画に記載しようとする法第五条第二項第八号又は第三項に規定する事項を記載した書類を農林水産大臣に提出してするものとする。	（地域森林計画の協議等の手続） **第三条**　法第六条第五項の規定による協議は、同条第三項の規定による意見の聴取の後（法第三十九条の四第三項の異議の申立てがあつたときは、法第六条第三項及び第三十九条の四第三項の規定による意見の聴取の後）、法第五条第三項に規定する事項に係るものを除き、法第六条第七項の規定により公表しようとする地域森林計画並びにその対象とする森林において樹種、林相、林齢及び森林所有者を同じくする森林ごとに明らかにされた森林の面積、立木の材積、森林の年間成長量その他の森林の現況に関する資料並びに森林計画区ごとに明らかにされた造林面積、伐採立木材積その他の森林施業の実施に関する資料を農林水産大臣に提出してするものとする。 2　法第六条第六項の規定による届出は、同条第三項の規定による意見の聴取の後、地域森林計画に記載しようとする法第五条第三項に規定する事項を記載した書類を農林水産大臣に提出してするものとする。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。